

特定非営利活動法人東京養育家庭の会 つなぎ資金運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京放送のTBSカンガルー募金から東京都社会福祉協議会児童部会を經由して、東京養育家庭連絡会（特定非営利活動法人東京養育家庭の会の前身）への寄付金を基とし、養育家庭受託児童のために当面する医療費、教育費など必要があるものに対し、立替等を行い養育家庭への援助を目的とする。

(立替等の対象)

第2条 このつなぎ資金は受託児童に係る経費であって、次の各項に該当する場合に、養育家庭に立て替える。

- 1 当該児童を受託している養育家庭が、正会員であること。
- 2 月額3万円以上の医療費の支払いを要するとき。（保険外診療については後日に東京都から支払いが予定されているとき。）
- 3 進学、就職するに当たり、1件3万円以上の支払いを要するとき。
- 4 その他、特に緊急の支払いを必要とするとき。

(つなぎ資金の限度額及び返却)

第3条 つなぎ資金の立替等の限度額、返済期限及び方法は次の通りとする。

- 1 立替等限度額は、児童一人につき50万円以内とする。但し、理事長が特に必要と認めた場合は、理事会に諮り100万円以内とする。
- 2 返却期限は、東京都から当該経費の支払いを受けてから10日以内、もしくは立替を受けてから60日以内とする。
- 3 返済方法は、一括払いとする。但し、理事長が特に必要と認めた場合に限り、一年を限度に分割で払うことができる。

(利息)

第4条 立替等には利子を付さない。

(申請)

第5条 つなぎ資金を受けようとする者は、つなぎ資金申込書（様式第1号）により、申し込む。

(立替等の決定)

第6条 理事長は申し込みを受けた時には、速やかにその内容を検討し、立替等の可否及びその額を決定し、つなぎ資金決定通知書（様式第2号）により通知する。

(つなぎ資金の交付)

第7条 つなぎ資金の立替等を受けたものは、預かり証（様式第3号）を提出しなければならない。

(つなぎ資金の管理及び運用)

第8条 つなぎ資金の管理及び運用は、理事会に諮り出席者の過半数をもって議決する。

2 つなぎ資金の管理及び運営に要する経費には、この資金原資を充てることはできない。

3 つなぎ資金の原資より生ずる果実（利子等）は、会の運営資金のために運用することができる。

（改正の手続き）

第9条 この要綱を変更しようとするときは、特定非営利活動法人東京養育家庭の会の理事会の議決を経るものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本要綱は、平成16年4月1日から適用する。

平成22年11月20日改正